# 通所型サービス (1号通所事業) 重要事項説明書

<平成30年4月1日>

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電 話 024-962-4145 (8時30分~17時30分)

担 当 生活相談員 柳沼 淑子

※ご不明な点は、どんなことでもおたずねください。

- 2. 富田デイサービスセンターの概要
  - (1). 当事業の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、要支援状態の利用者に対し、可能な限り その居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう心身機能の維持、 回復、向上を目標に、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を提供し生活機能の維持又は 向上を図り、目標達成に結びつくようサービスを提供することを目的とします。

# (2). 提供できるサービスの種類

サービス名	通所型サービス(第1号通所事業)	
施設名称	富田デイサービスセンター	
所 在 地	福島県郡山市上亀田21番地の5	
介護保険指定番号	福島県 0770301034 号	
サービスを	・以下を除く郡山市とする	
提供する対象地域	ただし田村町・中田町・西田町・湖南・熱海・三穂田・ 安原町・阿久津町・大平町・白岩町を除く	

# (3). 同センター職員体制と職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容	
管 理 者	1(1)		事業所の管理	
機能訓練指導員	2(2)		機能訓練の指導援助、計画書の作成、	
			説明、評価	
看護師	2(2)	2(2)	利用者の健康管理、身の回りのお世話、 相談、口腔機能向上サービスの実施	
生活相談員	3 (2)	1 (1)	利用者の援助身の回りのお世話、相談、 利用者、家族の相談援助、計画書の作 成、説明、評価	
介 護 員	2(2)	9(3)	利用者の身の回りのお世話、相談	
調理員		2	利用者の調理業務	

( )内は兼務職員

サービス提供時間帯をとおし、下記の表の員数を配置します。

管理者	1人(他事業所兼務)	生活相談員	1人
機能訓練指導員	1人	看護師	1 人
介護員	利用者 15 名以内の場合 1 人以上、利用者 15 名を超え 1 名増		
	すごとに 0、2 名以上の配置		

## (4). 同施設の設備の概要

定数	35人(一体的に行う通所介護の定数との合計)
食 堂	31.3 m²
デイルーム・機能訓練室	1 0 0 . 7 m²
浴室	リフト付個人浴槽・一般浴槽
送 迎 車	リフト車・軽自動車・普通自動車

# (5). 営業時間・サービス提供時間

月~土曜日	営業時間:8時30分から17時30分、	
	サービス提供時間: 9時30分から16時40分の間	
日曜日	定 休 日	

※ 緊急連絡先 024-962-4145

※ 日曜日の他の休業日

年末年始 (12月30日~1月3日) ・お盆 (8月12日~17日の間の3日間)

3. サービス内容

サービスは、通所介護サービスと一体的に提供し、その内容は利用者個々の介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントに従い、次の中から選択的に行ないます。

- (1). 送迎、食事の提供、入浴介助、生活相談、その他必要な介護等、サービス提供時間中をとおして必要な援助。
  - (2)、運動機能向上サービス実施

## 4. 利用料金

お支払いただく料金は下記料金の1割、ないしは2割の負担額となります。

※1割の方は、①本人の合計所得金額が160万円未満。②本人の合計所得金額が160万円以上あり、同一世帯第1号被保険者の年金収入、その他の合計所得金額が単身世帯で280万円未満、2人以上の世帯で346万円未満の方が対象となります。

※2割の方は、本人の合計所得金額が160万円以上ある。②以外の方が対象となります。

## (1) 基本利用料金

	1月あたりの料金	一割	二割
要支援 1	16,470 円	1,647 円	3,294 円
要支援 2	33,770 円	3,377 円	6,754 円

#### (2) 昼食代

1食あたり 550円

富田通所 012 通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明書 20180401

(3) サービス提供体制強化加算費

要支援1の方は、1月あたり720円 (一割72円、二割144円) 要支援2の方は、1月あたり1,440円 (一割144円、二割288円)

(4) 介護職員処遇改善加算費

基本サービス費に各種加算減算を加えた所定単位数の 5.9%分の加算が算定されます。 (5)その他

- ①おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。 おむつ代: M(100円)・L(127円). 尿取りパット(25円) カミソリ(10円). リハビリパンツ: M(92円)・L(103円)
- ②介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があり、その時は、一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。そして利用者が介護保険者の窓口にその証明書を提出することにより、差額の払戻しを受けることができます。

#### 5. 料金の支払い方法

お支払いの方法は、原則として口座引き落としをお願いします。毎月、11日過ぎに前月分の請求をいたします。翌月の27日が引き落とし日になります。お支払い頂きましたら翌月の請求書と一緒に領収書を発行します。

- 6. サービスの利用方法
  - (1) サービスの利用申し込み

まず、お電話でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。 通所型サービス計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。 ※介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼している場合 は、事前に介護予防支援事業所にご相談ください。

- (2) サービス利用契約の終了
  - ① ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合 お電話、または文書にてお申し出ください。
  - ② 当センターの都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合が ございます。その場合は、終了の1ヶ月前までに文書で通知いたします。
  - ③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ア) ご利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- イ)ご利用者がお亡くなりになった場合
- ウ)総合事業費でサービスを受けているご利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)・要介護と認定された場合
- ④ その他
  - ア) 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者ご家族などに対し社会通念を逸脱する行為を行った場合、また、当法人が破産した場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
  - イ) ご利用者が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払う

富田通所 012 通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明書 20180401

よう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたって、サービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、また、ご利用者やご家族などが当センターや当センターの従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

## 7. 当施設のサービスの特徴等

#### (1) 運営の方針

富田デイサービスセンターをはじめとしたくわの福祉会の施設は、郡山を中心とした地域のみなさんの高齢者福祉への切実な要望から、自ら「特別養護老人ホームをつくる会」(平成8年6月)を結成し、広く市民のみなさんに訴え、協力の輪を広げ 5000人にのぼる協力者の結集によって、その基礎を築いてきた施設です。

その協力者のみなさんをはじめ、広く地域のみなさんとともに「高齢期を安心して暮らせる」地域づくりの一環として当施設の運営を位置づけ、高齢者の人権、プライバシー、社会参加を重視したものとしています。

#### 8. 緊急時・事故発生時の対応方法と協力病院について

(1) 緊急時・事故発生時の連絡対応について

サービスの提供中に容態の急変等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、介護予防支援事業所等へ連絡し必要な措置を講じます。また、サービスの提供中の不慮の事故の発生時は、前述の連絡に加え関係市町村と県にも連絡し連携のもとに必要な措置を講じます。

(2) 緊急時・事故発生時の医療的対応について

サービス提供中の急激かつ重篤な容態の変化や不慮の事故等で緊急な医療的対応が必要と事業所が判断した場合、前項に優先し当センターの協力病院との連携のもと必要な措置を講じます。

(3) 事故等に対する賠償の対応について

サービス提供中、当センターの責任による事故等でご利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、その損害を賠償します。

(4) 協力病院

桑野協立病院・・・24時間対応

#### 9. 非常災害対応

(1) 災害時の対応

消防防災計画のもと自衛消防防災組織を中心に平常からの設備点検、防災上の指導を 行い適切な対応が行えるようにします。

(2) 防災設備

全館火災報知器、消防署自動通報システム、全面耐火建築

(3) 防災訓練

避難訓練 · · · 月1回実施 総合防災訓練 · · · 年2回実施

10. サービス内容に関する相談・苦情

富田通所 012 通所型サービス(第1号通所事業)重要事項説明書 20180401

(1). 当施設の相談・苦情受付担当、苦情解決責任者、第三者委員

・相談・苦情受付担当 : 柳沼 淑子【Tm962-4145】

・苦情解決責任者 : 橋本 真摘(所長) 【10.962-4145】

・第三者委員 : 清野 晃 (ボランティアサークル松葉の会会長)

郡山市久留米4丁目 46-5 【15090-3122-9020】

石田 陽子(くわの福祉会評議員)

郡山市大槻町西ノ宮西 24‐10【〒951‐7888】

東瀬 聖子 (ケアハウス利用者家族)

岩瀬郡鏡石鏡田境 85-51 【10248-62-3309】

(2). その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

※郡山市: 保健福祉部 介護保険課 (024-924-3021)

※福島県: 福島県国民健康保険団体連合会(024-528-0040)

※県社協: 福島県社会福祉協議会 (024-523-1251)

11. 当法人の概要

(1) 名称・法人種別 社会福祉法人 くわの福祉会

(2) 代表者役職・氏名 理事長 先﨑 伍郎

(3) 本部所在地・電話 福島県郡山市大槻町字西勝ノ木5番地の1

024 - 962 - 3939

12. 記載内容の基準日

平 30 年 4 月 1 日

平成 年 月 日

通所型サービス (第1号通所事業利用) にあたり、利用者に対して契約書および本書面に 基づいて重要事項を説明しました。

事業所

所在地 郡山市上亀田21番地の5 名 称 富田デイサービスセンター

代表者 橋本 真摘 印

説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業所から通所型サービス (第1号通所事業) 利用についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人) 印